

東北森林管理局発注者綱紀保持取組指針

令和3年6月8日付け3東総第76号

東北森林管理局長通知

改正；令和4年3月18日付け3東総第248号

1 策定の趣旨

国有林野事業においては、平成23年広島森林管理署の森林整備事業に関する官製談合及び加重収賄事件、平成26年奈良森林管理事務所の治山事業に関する官製談合事件を踏まえて、森林管理局署等が一丸となって公務員倫理、発注者綱紀保持の徹底に努めてきたところである。

しかしながら、令和2年7月、関東森林管理局の元職員が大井川治山センターに在籍時の職務に関する収受の容疑により逮捕・起訴され、令和3年1月に収賄罪により有罪となる事案（以下「大井川治山センター事案」という。）が発生したところである

また、令和3年1月、関東森林管理局の職員が東京神奈川森林管理署に在籍時の職務に関する収賄の容疑により逮捕・起訴され、令和3年6月に収賄罪により有罪となる事案（以下「東京神奈川森林管理署事案」という。）が発生した。

林野庁においては、事案が発生した原因の究明及び再発防止策の検討を行う外部有識者による特別委員会を立ち上げ、これまでに大井川治山センター事案及び東京神奈川森林管理署事案において把握された事態とその原因・背景を踏まえて再発防止策の検討を進め、先般、報告書が取りまとめられ、林野庁国有林野部長から、東北森林管理局長（以下「局長」という。）あてに再発防止に向けた取組が通知されたところである。

本指針は、このような背景を踏まえ、東北森林管理局（以下「局」という。）として、局、森林管理署等（以下「署等」という。）が一丸となって組織全体で不正行為の芽を未然に摘み取り、不適正事案を確実に防止するため、全職員が共通認識を持って公務員倫理及び発注者綱紀の保持に取り組んでいく指針を示すものである。

2 基本姿勢

- (1) 職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）のサービスの根本基準に則り、国民全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のために全力を挙げて職務に取り組むとともに、常に公正な職務の執行に当たり、職務上知り得た秘密を保持しなければならないことを絶えず意識して日々の業務に取り組む。
- (2) 局は、森林整備事業や治山事業等の公共事業の適正な執行等を通じて、国土保全など国有林野の有する公益的機能の発揮や地域振興への寄与、木材の安定供給

など様々な社会的要請に応じていく使命があり、これら国有林野事業の使命を十全に果たしていくためにも、職員全員が法令遵守はもとより、公務員倫理及び発注者綱紀の保持を最優先課題と位置づけ、業務の遂行に当たる。

- (3) 取組に当たっては、不適正事案の防止を職員個人の判断に委ねることなく、局長を先頭に、森林管理署長等（以下「署長等」という。）がリーダーシップを発揮して組織全体で取り組む姿勢を徹底するとともに、全職員が自らの問題として取り組む。
- (4) 事業者とは、公務員倫理、発注者綱紀保持のルールの下、対等の立場で対応することとし、積算基準類等の公表のほか事業実行を通じた意思疎通や意見交換を行う中で、双方が積算技術や施工管理技術を高め、公平かつ適正な関係の維持、向上に努める。

3 推進体制

- (1) 取組の推進に当たっては、局長を先頭に、東北森林管理局発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）が主体となって、本指針を踏まえて年間計画を企画立案するとともに、署等の取組を指導し、4に掲げる推進施策の実行による職員への定着状況、改善点等を毎年度評価し、次年度以降の取組につなげるPDCAサイクルにより効果的に取り組む。

また、署等の取組における署長等の自覚とリーダーシップを促すため、委員会において、毎年度、全ての署長等から公務員倫理及び発注者綱紀保持、適正かつ円滑な事業実行に向けた取組状況等について報告させ、意見交換を実施する。

- (2) 署等においては、署長等を先頭に管理監督者（次長、総括事務管理官、総括森林整備官及び総括治山技術官）がリーダーシップを発揮して取り組む。

また、事業者等から不当な働きかけを受けた場合の対応など業務上の問題のほかプライベートの問題についても、職員が一人で抱え込まずに気軽に管理監督者に相談できるよう、風通しのよい職場環境づくりを行うほか、事業の計画及び進捗状況等に関する署等内全職員の共有を徹底するなど事業実行面においても、署長等のリーダーシップの下、組織全体で取り組む。

4 推進施策

- (1) 公務員倫理及び発注者綱紀保持の徹底

ア 職員に対する研修の徹底

- ① 管理監督者向け、事業担当者向け、経理担当者向け、新規採用者向けなど、発注事務に関わる職員が参加する全ての研修において、公務員倫理、発注者綱紀保持の時間を設けるほか、署等の事業担当者、経理担当者の打合せ会議においても、新任、ベテランを問わず全ての担当者を対象に、公務員倫理、発注者綱紀保持の研修を行うなど、様々な機会を利用して、繰り返し、職員

への徹底を図る。

また、署等における定例出署打合せ会議や局内各課における課内打合せ会議の機会等を利用して、職場内研修を行い、繰り返して周知徹底を図る。

- ② 研修の内容については、これまで発生した不祥事を職員が自身の問題として捉えられるよう、具体的事例を用いて説明するとともに、入札談合等関与行為や収賄が発覚しないことはあり得ないこと、入札談合や収賄に関与した場合には、厳正な刑事罰、懲戒処分、損害賠償請求の対象となり、職員本人やその家族が生活基盤を失い悲惨な状況になること、事業者やOBだけでなく職場の上司・同僚も含む第三者からの不当な働きかけがあった場合の報告は職員に課せられた義務であること、上司からの指示により不適正事案に関与した場合も懲戒処分等の対象となること等を必ず盛り込み、周知徹底する。
- ③ 研修の方法については、一方的な講義方式に偏ることのないよう、具体的事例を基に職員が意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式（コンプライアンスミーティング）を積極的に取り入れる。
また、公正取引委員会の職員をはじめ外部有識者を講師に招くほか、発注者綱紀保持に係るDVDの積極的活用を図る。
- ④ 職場内研修は、農林水産省職員倫理啓発週間（7月）及び国家公務員倫理月間（12月）等を集中取組期間として設定して定期的・集中的に実施する。
- ⑤ 局幹部によるキャラバン（コンプライアンスキャラバン）を企画し、局幹部と署等の職員が一緒になってグループ討議（コンプライアンスミーティング）を行うなど、局署等が一体となった取組を進める。
- ⑥ 農林水産省全職員を対象とした公務員倫理及び発注者綱紀保持に係るeラーニングは毎年必ず全職員が受講する。
- ⑦ ①～⑥の取組を通じて、職員が年1回以上、公務員倫理、発注者綱紀保持に係る研修等を必ず受講することとし、国有林野事業として長年取り組んできた労働安全対策のように、職員に完全に根付くよう取り組む。

イ 利害関係者との飲食ルールの厳格な遵守

利害関係者と自らの費用負担により飲食する場合において、その負担する金額にかかわらず、あらかじめ場所や参加者、会費等の会の概要を所属の長に申し出る自主的ルールを徹底する。

ウ 執務環境の整備、事業者・OBとの応接ルールの徹底

事業者等の執務室への自由な出入りを制限するための掲示及び受付カウンターの設置、執務室以外のオープンな応接スペースの整備を確実に行うとともに、事業者との応接は複数の職員で対応することを徹底する。

エ 事業者に対する周知の徹底

局ホームページ及び署等の入札公告において、発注者綱紀保持の取組を掲載

し、事業者への周知を図る。

局署等における事業説明会や団体の研修会の場等において、事業者においても、不祥事に関わると逮捕・起訴され、会社・従業員及びその家族の生活に大きなダメージを及ぼすことを説明し、談合等の不祥事を我が事として捉えてもらい、コンプライアンスの確保、不祥事防止に取り組んでもらうよう要請する。

また、署等においては、森林整備事業、治山事業等の契約の際に、署長等から事業者に対して、毎回、公務員倫理及び発注者綱紀の保持について事業者向けリーフレットを活用して協力要請を行うとともに、安全指導や事業者団体の総会等の機会を活用して、毎年度、事業者への周知を繰り返し徹底する。

オ 職員アンケートによる類似事案の発生防止

林野庁が全職員を対象に実施している発注者綱紀保持に係る職員アンケートは毎年必ず全職員が回答し、アンケートの分析結果は、署等の職場内研修等での活用を図る。

(2) 内部通報制度等の周知・徹底

ア 第三者からの不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者やOB、職場の上司、同僚など第三者から不当な働きかけを受けた場合は、毅然とした態度で拒否し、その内容を記録するとともに、公表することになることについて、相手方にしっかり伝えることを徹底する。

また、不当な働きかけの内容を記録し、所属の長（署長等）及び発注者綱紀保持担当者（局総務課長）に報告することは、職員に課せられた義務であることを職員に周知徹底する。

イ 内部通報制度の活用

内部通報制度は、不適正事案の芽を小さなうちに摘み取り、深刻な事態になる前に早期に是正する上で、重要な手段であり、不適正事案を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせずに内部通報制度を活用するよう、職員へ周知徹底を図る。

職員周知に当たっては、通報・相談に関する秘密及び個人情報厳守されるほか、通報等を行ったことを理由とした通報者への不利益な取扱いは禁止されており、運用に当たり組織として通報者の保護を徹底すること、内部通報を行わずに、上司の指示に従うなどして不適正行為に関与した場合は、自身も懲戒処分等の対象になり得ること、内部通報の受付窓口は局総務課長のほか、外部窓口（担当弁護士）も用意されていること等を、職員周知用リーフレットを活用するなどして、職場内研修や職員の異動の機会を捉えて、繰り返し周知を行う。

(3) 監督・検査業務の適正な実施

ア 監督・検査業務に係る研修の徹底

適正な監督・検査業務の履行や設計変更、予算の繰越や遅延損害金の手続等に関する担当職員に対する研修を徹底する。

イ 適切な監督・検査体制の確保

署等における検査職員の任命に当たっては、監督職員との兼務を禁止するほか、工事等の施工管理等に携わる職員が所属するグループに属する職員以外の職員への任命を徹底する。

また、監督職員から工事等の進捗状況の署長等への定期的報告を徹底し、署等内における工事等の進捗状況の共有を徹底する。

(4) 定着状況の把握・点検等の効果的な実施

ア 署等において、発注事務が適正に実施されているかを確認するため、委員会による発注事務に係る巡回点検を毎年度、全署等を対象に実施する。

巡回点検は、発注見通しの公表、仕様書及び設計書の作成、契約措置請求、入札公告、予定価格の作成、入札、契約、監督、契約変更、完成検査、支払いまでの一連の発注事務を全て網羅するよう実施する。

点検に際しては、職員への聞き取りや工事等の一件書類について発注事務チェックリストに基づき点検を行うとともに、監督・検査時の写真や旅行命令の日付の確認を行うなどにより書類の整合性を確認するほか、必要に応じて事業者から聞き取りを行う。

イ 巡回点検により洗い出された改善を要する事項等については、委員会による重点的な監査の対象とするなど、署等における発注事務の適正化に効果的につなげられるよう取り組む。

また、巡回点検の結果は、委員会において取りまとめ、全署等に共有することで、発注事務の適正性の確保を促す。

ウ 林野庁が全職員を対象に実施している発注者綱紀保持に係る職員アンケートの分析結果及び個別の書き込み内容を踏まえて巡回点検の重点テーマを決めるなど、不適正事案の未然防止に効果的につなげられるよう取り組む。

(5) 入札・契約事務における情報管理の徹底

予定価格等の情報管理の徹底を図るため、引き続き、以下の取組を徹底するとともに、署等における取組状況を巡回点検により定期的にチェックする。

- ① 個々の発注案件に係る事業者からの質問は書面で受け付け、ホームページにより回答
- ② 予定価格の積算と予定価格決定承認の分離
- ③ 積算関係など発注事務に関する電子データへのパスワード設定等によるアクセス制限
- ④ 積算基準類の公表

- ⑤ 契約情報の事後公表
- ⑥ 総合評価落札方式における、
 - ・ 技術提案書の審査時における匿名管理の徹底
 - ・ 技術提案書の評価担当者と予定価格・積算書の審査担当者の分離
 - ・ 技術提案書と入札書の同時提出

(6) 事業者との適正な関係の維持と円滑な事業実行の確保

職員と事業者の双方が、公務員倫理、発注者綱紀保持のルールの下、適正な関係を維持する中で、職員は事業者と対等の立場で対応する。

また、積算基準類等の公表など事業者が入札に公平かつ適正に参加できる環境づくりに、引き続き取り組むほか、森林整備事業、治山事業等の品質確保と事業者の円滑な施工を確保する観点から、職員は事業の監督を通じて現場代理人との意思疎通を綿密に行うとともに、業界団体との意見交換を通じて業界団体をめぐる社会経済情勢の把握に努め、双方が公正かつ適正に発展できるよう取り組む。

公務員倫理、発注者綱紀保持を理由に双方の関係が疎遠となり、事業の円滑な実行に支障をきたすことのないよう十分留意する。